



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

772	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
773	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
774	〃	(〃).....	2
775	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	2
776	〃	(〃).....	2
777	〃	(〃).....	3
778	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	3
779	身体障害者福祉法による医師の指定	(〃).....	3
780	大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課).....	4
781	川辺町周辺土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	4
782	海神池土地改良区の役員の就退任	(〃).....	4
783	基本測量の実施	(技術調査課).....	5
784	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
785	道路の供用開始	(〃).....	6
786	道路の区域変更	(〃).....	6
787	道路の供用開始	(〃).....	7

告 示

和歌山県告示第772号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年7月29日まで縦覧に供する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年5月27日

2 名称

特定非営利活動法人和歌の浦万葉薪能の会

3 代表者の氏名

松本敬子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新和歌浦2番2号

5 定款に記載された目的

本会は、市民に対し「薪能」の上演を中心に、芸術・文化の普及および振興をはかると共に、社会教育の推進や環境の保全、健全なまちづくりや地域おこし等公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	社会福祉法人真寿会真寿苑	田辺市神島台6-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.4.14
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	社会福祉法人真寿会真寿苑	田辺市神島台6-1	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成24.6.30

和歌山県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町十九淵274-1	白浜町社会福祉協議会日置川支部	西牟婁郡白浜町日置197-1	訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成25.3.31

和歌山県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	真寿苑ホームヘルプサービス	田辺市神島台6-13	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.4.15

和歌山県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成25年4月13日退任)

職名	氏名	住所
理事	中嶋良雄	紀の川市南中110番地2
理事	大鷲義治	紀の川市北中128番地
理事	杉本敏和	紀の川市北中85番地1
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	中坂政廣	紀の川市南中225番地2
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	有本智美	紀の川市北大井40番地2
理事	田中博二	紀の川市古和田676番地
監事	中井利明	紀の川市北中229番地
監事	岩本秀夫	紀の川市南中11番地2
監事	梅田敏信	紀の川市北大井287番地
監事	市橋貞利	紀の川市古和田663番地

2 就任した役員(平成25年4月14日就任)

職名	氏名	住所
理事	中嶋良雄	紀の川市南中110番地2
理事	大鷲義治	紀の川市北中128番地
理事	杉本敏和	紀の川市北中85番地1
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	中坂政廣	紀の川市南中225番地2
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	津川光生	紀の川市北大井533番地4
理事	市橋弘光	紀の川市打田1349番地5
監事	中井利明	紀の川市北中229番地
監事	岩本秀夫	紀の川市南中11番地2
監事	梅田敏信	紀の川市北大井287番地
監事	市橋貞利	紀の川市古和田663番地

和歌山県告示第783号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(防災対策地域水準測量)
- 2 作業期間 平成25年7月1日から平成26年1月20日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市、西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡のうち那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市沖野々字越前42番1地先から同市沖野々字越前27番2地先まで	旧	18.75 } 18.93	45.96	
同上	新	18.75 } 24.17	45.96	

和歌山県告示第785号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海南市沖野々字越前42番1地先から同市沖野々字越前27番2地先まで

供用開始の期日 平成25年6月21日

和歌山県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市沖野々字越前43番3地先から同市沖野々字越前48番2地先まで	旧	9.12 } 12.53	131.60	
		11.87		

同上	新	16.87	131.60
----	---	-------	--------

和歌山県告示第787号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市沖野々字越前43番3地先から同市沖野々字越前48番2地先まで

供用開始の期日 平成25年6月21日